

開催期日 令和3年2月15日

開催場所 生涯学習センター輝ら里 アリーナ3

## 中島村農業委員会議事録

中島村農業委員会

## 中島村農業委員会議事録

### 1. 会議開散会の日時及び場所

開 会 令和3年2月15日 午後1時30分  
閉 会 令和3年2月15日 午後2時31分  
場 所 生涯学習センター輝ら里 アリーナ3

### 2. 会議に提出した議案

議案第1号 農地法第3条第1項の規定による許可申請に対する  
～第5号 処分について  
議案第6号 農地法第5条第1項の規定による許可申請に対する  
処分について  
議案第7号 現況確認証明申請に対する処分について  
議案第8号 農用地利用集積計画に対する意見の決定について  
～第10号  
協 議 事 項 令和3年度中島村農作業労賃協定額の設定（改定）  
について

### 3. 会議を組織する者及び委員の出欠状況

定員12名中・出席者11名・欠席者1名

### 4. 会議に参加した者

中島村農業委員会事務局長 本 間 俊 一

### 5. 会議書記

中島村農業委員会主任主事 萱 森 枝 里 子

### 6. 開 会

事務局長

事務局長をして、令和3年第2回の農業委員会を開催する旨を宣した。

会 長（あいさつ）

皆さん改めましてこんにちは。令和3年第2回の中島村農業委員会の総会のご案内申し上げたところ、本日は足元の悪い中、お集まり頂きましてありがとうございます。

一昨日の地震ですが、皆さん被害はなかったものかと心配しておりました。鉢花関係に被害があったとお聞きしました。幸いにも今回は震源が深かったようで、前回の10年前は約25kmだったところ、今回は約55kmで津波もなかったということが、不幸中の幸いであったと思われれます。災害や震災は忘れた頃にやってくるというのが本当で、他人事でない今回の地震でした。

本日は雨ですが気候もだんだん暖かくなって、各分野においてこれから目まぐるしく忙しくなってくるのかと思われれます。未だコロナ渦の状態にございますので、皆さんくれぐれも健康にご留意いただきたいと思います。

さて、本日は議案が10件と協議事項がございます。長い時間になるかと思

いますが、どうぞ皆さん、慎重審議よろしくお願ひしたいと思ひます。本日はご苦勞様でございます。ありがとうございます。

事務局長

議事録署名人の選出からは、議事進行を会長にお願ひする旨を宣した。

議 長

議事に入る前に議事録署名人の選出について、5番水野谷一男委員、2番小林均委員を指名した。

議 長

議事に入る旨を宣し、議案第1号農地法第3条第1項の規定による許可申請に対する処分について上程し、事務局に説明を求めた。

事務局長

議案第1号農地法第3条第1項の規定による許可申請に対する処分について議案書に従ひ朗読説明した。

議 長

議案第1号受付番号第2号について、確認担当委員に報告を求めた。

1番小室晋推進委員

議案第1号受付番号第2号につきまして、2月14日に譲渡人・●●●●さん、譲受人・●●●●さんに直接お会いして確認したところ、申請内容の通り間違いございませんでした。また現地についても同日に天倉委員と確認致しましたが問題はなく、譲受人は農家であり、耕作についても問題はないものと思われます。以上、報告終わります。

議 長

引き続き農業委員からも報告を求めた。

3番天倉光喜農業委員

議案第1号受付番号第2号につきまして、只今小室推進委員より報告がありました内容につきましては間違いございません。また小室推進委員と同様に現地についても2月14日に確認致しましたが問題はなく、譲受人は農家であり、耕作についても問題はないものと思われます。以上、報告終わります。

議 長

確認担当委員より報告があつたが、質問等ないか諮つたところ。

—— 異議なしの声多数 ——

議 長

異議なしの声多数であるため採決する旨を宣し、本案件について異議ないか諮つたところ。

—— 全員異議なしの声あり ——

議 長

異議ないものと認め、議案第1号農地法第3条第1項の規定による許可申請

に対する処分については、原案のとおり可決決定された旨を宣した。

議 長

引き続き、議案第2号及び議案第3号農地法第3条第1項の規定による許可申請に対する処分について、交換の案件であるため、一括上程としてよいか諮ったところ。

—— 全員異議なしの声あり ——

議 長

議案第2号及び議案第3号農地法第3条第1項の規定による許可申請に対する処分について上程し、事務局に説明を求めた。

事務局長

議案第2号及び議案第3号農地法第3条第1項の規定による許可申請に対する処分について議案書に従い朗読説明した。

議 長

議案第2号受付番号第3号及び議案第3号受付番号第4号について、確認担当委員に報告を求めた。

6番八代一典推進委員

議案第2号受付番号第3号及び議案第3号受付番号第4号につきまして、2月12日に●●●●さん、●●●●さんに直接お会いして確認したところ、申請内容の通り間違いございませんでした。また現地についても同日に確認致しましたが問題はなく、双方とも農家であり、耕作についても問題はないものと思われま。以上、報告終わります。

議 長

引き続き農業委員からも報告を求めた。

6番円谷宣芳農業委員

議案第2号受付番号第3号及び議案第3号受付番号第4号につきまして、只今八代推進委員より報告がありました内容につきましては間違いございません。また八代推進委員と同様に現地についても2月12日に確認致しましたが問題はなく、双方とも農家であり、耕作についても問題はないものと思われま。以上、報告終わります。

議 長

確認担当委員より報告があつたが、質問等ないか諮ったところ。

—— 異議なしの声多数 ——

議 長

異議なしの声多数であるため採決する旨を宣し、本案件について異議ないか諮ったところ。

—— 全員異議なしの声あり ——

議 長

異議ないものと認め、議案第2号及び議案第3号農地法第3条第1項の規定による許可申請に対する処分については、原案のとおり可決決定された旨を宣した。

議 長

引き続き、議案第4号及び議案第5号農地法第3条第1項の規定による許可申請に対する処分について、譲受人が同一人物であるため、一括上程としてよいか諮ったところ。

—— 全員異議なしの声あり ——

議 長

議案第4号及び議案第5号農地法第3条第1項の規定による許可申請に対する処分について上程し、事務局に説明を求めた。

事務局長

議案第4号及び議案第5号農地法第3条第1項の規定による許可申請に対する処分について議案書に従い朗読説明した。

議 長

議案第4号受付番号第5号及び議案第5号受付番号第6号について、確認担当委員に報告を求めた。

1 番小室晋推進委員

議案第4号受付番号第5号及び議案第5号受付番号第6号につきまして、2月14日に譲渡人・●●●●さん、譲受人・●●●●さんに直接お会いし、また、譲渡人・●●●●さんは県外在住のため電話にて確認したところ、申請内容の通り間違いございませんでした。また現地についても同日に天倉委員と確認致しましたが問題はなく、譲受人は認定農家であり、耕作についても問題はないものと思われます。以上、報告終わります。

議 長

引き続き農業委員からも報告を求めた。

3 番天倉光喜農業委員

議案第4号受付番号第5号及び議案第5号受付番号第6号につきまして、只今小室推進委員より報告がありました内容につきましては間違いございません。また小室推進委員と同様に現地についても2月14日に確認致しましたが問題はなく、譲受人は認定農家であり、耕作についても問題はないものと思われます。以上、報告終わります。

議 長

確認担当委員より報告があつたが、質問等ないか諮ったところ。

—— 異議なしの声多数 ——

議 長

異議なしの声多数であるため採決する旨を宣し、本案件について異議ないか諮ったところ。

—— 全員異議なしの声あり ——

議 長

異議ないものと認め、議案第4号及び議案第5号農地法第3条第1項の規定による許可申請に対する処分については、原案のとおり可決決定された旨を宣した。

議 長

引き続き、議案第6号農地法第5条第1項の規定による許可申請に対する処分について上程し、事務局に説明を求めた。

事務局長

議案第6号農地法第5条第1項の規定による許可申請に対する処分について議案書に従い朗読説明した。

議 長

議案第6号受付番号第2号について、確認担当委員に報告を求めた。

4番芳賀敏行推進委員

議案第6号受付番号第2号につきまして、2月10日に譲渡人・●●●●さん、譲受人・●●●●さんに直接お会いして確認したところ、申請内容の通り間違いございませんでした。また現地についても同日に確認致しましたが問題はなく、周辺の農地に影響はないものと思われます。以上、報告終わります。

議 長

引き続き農業委員からも報告を求めた。

4番鈴木一男農業委員

議案第6号受付番号第2号につきまして、只今芳賀推進委員より報告がありました内容につきましては間違いございません。また芳賀推進委員と同様に現地についても2月10日に確認致しましたが問題はなく、周辺の農地に影響はないものと思われます。以上、報告終わります。

議 長

確認担当委員より報告があつたが、質問等ないか諮ったところ。

—— 異議なしの声多数 ——

議 長

異議なしの声多数であるため採決する旨を宣し、本案件について異議ないか諮ったところ。

—— 全員異議なしの声あり ——

議 長

異議ないものと認め、議案第6号農地法第5条第1項の規定による許可申請

に対する処分については、原案のとおり可決決定された旨を宣した。

議 長

引き続き、議案第7号現況確認証明申請に対する処分について上程し、事務局に説明を求めた。

事務局長

議案第7号現況確認証明申請に対する処分について議案書に従い朗読説明した。

議 長

議案第7号受付番号第1号について、確認担当委員に報告を求めた。

5番大木一男推進委員

議案第7号受付番号第1号につきまして、本日12時45分より、申請人・●●●●さん、申請代理人●●●●さん、円谷宣芳会長、水野谷一男委員、私を含めた農業委員・推進委員3名及び事務局の立ち合いで現地を確認致しました。

申請地の現況につきましては、畑の様相はなく、作業所の入り口として利用されている状況でした。説明では、申請人の父が農業経営をしていた頃から敷砂利され、農機具等を出し入れするための通路として利用され、現在に至っているようです。

農地への復元も困難であることから、現地確認の結果、非農地であると判断しましたことをご報告いたします。以上、報告終わります。

議 長

引き続き農業委員からも報告を求めた。

5番水野谷一男農業委員

議案第7号受付番号第1号につきまして、只今大木推進委員より報告がありました内容につきましては間違いございません。また現地調査に私も同行し、直接現地を見てまいりましたが、大木推進委員と同様、農地への復元は困難であると判断いたしましたことをご報告いたします。以上、報告終わります。

議 長

確認担当委員より報告があったが、質問等ないか諮ったところ。

——— 異議なしの声多数 ———

議 長

異議なしの声多数であるため採決する旨を宣し、本案件について異議ないか諮ったところ。

——— 全員異議なしの声あり ———

議 長

異議ないものと認め、議案第7号現況確認証明申請に対する処分については、原案のとおり可決決定された旨を宣した。

議 長

引き続き、議案第 8 号から議案第 10 号農用地利用集積計画に対する意見の決定について、借り手が同一人物であるため、一括上程としてよいか諮ったところ。

—— 全員異議なしの声あり ——

議 長

議案第 8 号から議案第 10 号農用地利用集積計画に対する意見の決定について上程し、事務局に説明を求めた。

事務局長

議案第 8 号から議案第 10 号農用地利用集積計画に対する意見の決定について議案書に従い朗読説明した。

議 長

議案第 8 号受付番号第 6 号から議案第 10 号受付番号第 8 号について、確認担当委員に報告を求めた。

4 番芳賀敏行推進委員

議案第 8 号受付番号第 6 号から議案第 10 号受付番号第 8 号につきまして、2 月 10 日に貸し手・●●●●さん、●●●●さん、●●●●さん、借り手・●●●●さんに直接お会いして確認したところ、申請内容の通り間違いございませんでした。また現地についても同日に鈴木委員と確認致しましたが問題はなく、借り手は認定農家となる見込みであり、耕作についても問題はないものと思われます。以上、報告終わります。

議 長

引き続き農業委員からも報告を求めた。

4 番鈴木一男農業委員

議案第 8 号受付番号第 6 号から議案第 10 号受付番号第 8 号につきまして、只今芳賀推進委員より報告がありました内容につきましては間違いございません。また芳賀推進委員と同様に現地についても 2 月 10 日に確認致しましたが問題はなく、借り手は認定農家となる見込みであり、耕作についても問題はないものと思われます。以上、報告終わります。

議 長

確認担当委員より報告があつたが、質問等ないか諮ったところ。

—— 異議なしの声多数 ——

議 長

異議なしの声多数であるため採決する旨を宣し、本案件について異議ないか諮ったところ。

—— 全員異議なしの声あり ——



議 長

異議ないものと認め、議案第8号から議案第10号農用地利用集積計画に対する意見の決定については、原案のとおり可決決定された旨を宣した。

議 長

以上をもって、全議案審議終了につき協議事項に入る旨を宣し、事務局に説明を求めた。

事務局長

協議事項 令和3年度中島村農作業労賃協定額の設定（改定）について説明した。

議 長

事務局長より説明があったが、質問等ないか諮ったところ。

3番天倉光喜農業委員

現在の一般農作業の賃金は安すぎると思う。素案のとおり7,100円位に増額して良いのでは。

事務局長

委託側・受託側双方のすり合わせは難しいところかと思いますが、一般農作業の賃金は県の最低労働賃金は満たすように、その他の項目についても消費税増税分を考慮した素案となっています。

3番天倉光喜農業委員

この協定額が目安になっている。

議 長

これを目安に、あとはお互いで話し合っていていただいて、金額を設定していただければと思います。

事務局長

もし改定の必要があるという意見でよろしければ、この後中島村農作業労賃協定会議へ諮問し答申を受けた後、村民皆さんに周知する流れとなります。

議 長

中島村は10年ほどずっと改定なしできていましたので、このあたりの改定が妥当ではないかということでの説明でした。今回改定の方向で、協定会議に諮問することとしてよろしいでしょうか。

—— 全員異議なしの声あり ——

議 長

令和3年度中島村農作業労賃協定額については改定の必要があるものと認め、中島村農作業労賃協定会議へ諮問する旨を宣した。

以上をもって、協議事項終了の旨を宣した。

事務局長

その他に入る旨を宣し、事務局より説明。

- 一点目 農地法許可申請等の締切日変更について。  
締切日を毎月5日としていたが、令和3年4月より毎月1日に変更する。
- 二点目 次回の農業委員会総会は、3月17日（水）に生涯学習センター輝ら  
里アリーナ3で行う。

事務局長

以上をもって、閉会する旨を宣した。

閉 会 の 日 時  
令和3年2月15日 午後2時31分